

平成27年度 第1回練馬区介護保険運営協議会 会議要録

1 日 時	平成27年7月17日(金) 午後5時から6時40分まで
2 場 所	練馬区役所 本庁舎5階 庁議室
3 出 席 者	<p>(委員 24名)            市川会長、内藤会長代理、井上委員、岩月委員、岩橋委員、腰高委員、            斎藤委員、嶋村委員、高原委員、小池委員、白戸委員、室地委員、大島委員、            増田委員、矢形委員、勝又委員、川島委員、中村哲郎委員、中迫委員、            大嶺委員、今村委員、中村紀雄委員、澤委員、松川委員</p> <p>(区幹事 5名)            副区長、高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、            介護保険課長</p> <p style="text-align: right;">ほか事務局 3名</p>
4 傍 聴 者	0名
5 議 題	<p>(1) 委員委嘱および紹介            (2) 区幹事および事務局紹介            (3) 会長・会長代理の選出            (4) 介護保険運営協議会について            (5) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について            (6) 土地収用による買い取り等により生じる譲渡所得に係る介護保険料の減免について            (7) 介護保険サービスの利用について</p>
6 資 料	<p>1 次第            2 資料1 第6期練馬区介護保険運営協議会委員名簿および座席表            3 資料2 練馬区介護保険運営協議会 区幹事・事務局            4 資料3 練馬区介護保険条例・同施行規則(抜粋)            5 資料4 - 1 介護保険運営協議会の所掌事項            6 資料4 - 2 第6期練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申            7 資料5 練馬区介護保険運営協議会の開催予定について            8 冊子 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画            9 冊子 同 概要版            10 資料6 土地収用による買い取り等により生じる譲渡所得に係る介護保険料の減免について            11 冊子 すぐわかる介護保険            12 資料7 介護保険状況報告(平成27年4月末現在)</p>
7 事 務 局	<p>練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課 計画係            03-5984-4584</p>

## 会議の概要

---

(高齡施策担当部長)

この後の案件(3)「会長・会長代理の選出」まで、司会を務めさせていただく。

(事務局)

【委員の出欠、傍聴の状況報告、配付資料の確認】

(高齡施策担当部長)

案件(1)「委員の委嘱および紹介」に入る。

本日は区長が所用により欠席である。副区長から委嘱状を交付する。

高齡社会対策課長が皆様の名前をお呼びするので、その場でご起立の上、副区長から委嘱状を受け取っていただきたい。

【委嘱状の交付】

(高齡施策担当部長)

副区長からごあいさつ申し上げます。

(副区長)

皆様、こんばんは。

本日は台風の影響で風が強い中お集まりいただき、また第6期練馬区介護保険運営協議会委員をお引き受けいただき重ねて厚く御礼を申し上げます。

現在、練馬区の高齡者数は約15万4,000人であり、72万の人口のうち15万人が高齡者ということは非常に多くの方が高齡期を迎えているということである。練馬区の高齡化率は23区平均より低く21.5パーセントである。また、介護保険の給付費は平成12年の制度開始時は約120億円程度であったが、平成26年度は440億円であり非常に増加している。

高齡者の内訳は15万4,000人のうち、後期高齡者と前期高齡者はほぼ同数であるが、団塊の世代がすべて後期高齡者となる10年後は後期高齡者が約9万人、前期高齡者が約7万人弱という状況になる。高齡化が進むと同時に後期高齡者が増えるという傾向である。余談ではあるが、練馬区も100歳以上の高齡者は現在約280名いらっしゃる。平成元年頃は非常に少なかったため、100歳を超えられると区長が一人一人敬老祝い金をお渡ししていたが、現在は代表者の方にお渡しするようになっている。

それだけ高齡化がすすんでいることだと思う。そういう状況の中で、練馬区は新しく前川区長が就任し、この3月に区政運営の方向をまとめた「みどりの風吹くまちビジョン」を定めるとともに、6月にはそれに基づく具体的な事業としてアクションプランを定めた。

昨年は第5期の運営協議会の委員の方々にご意見をいただきまして、第6期の高齡者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定した。その中で、国の方針もあるが、地域包括ケアシステムを確立することで、今練馬区は具体的な事業に、平成27年4月から取り組んでいる。高齡者が住み慣れたところで安心して、また介護認定を受けられた方も住み続けられる。そういうまちにしたいということで、地域包括ケアシステムを確立することを大きな目標に掲げている。

具体的な計画としては、例えば街かどケアカフェなど、練馬区独自の地域で支える仕

組みを考え、実施しようと考えているが、ぜひ向こう3カ年の任期期間中に、様々な介護保険の運営についてのご意見、あるいは高齢者福祉政策についてのご意見をいただけるとありがたいと思っている。

また、3年後に介護保険の事業計画などを改訂しなくてはならないので、ぜひこの協議会の場で活発な議論をいただいて、高齢者が長期的に増加するという将来を見通したご意見を伺いたい。

また、練馬区は介護保険事業において他区の先頭となる、あるいは他区のモデルになるような事業も実施できるとよいと思っている。ぜひ、この場で議論いただき提言いただきたい。よろしくお願い申し上げます。

(高齢施策担当部長)

副区長は、この後、別の公務が控えているため、ここで退席させていただく。

【副区長退席】

(高齢施策担当部長)

【資料1 第6期練馬区介護保険運営協議会委員名簿および座席表】

それでは、次に委員の方々からご挨拶をいただき、お一人1分程度で自己紹介をお願い申し上げます。

【委員自己紹介】

(高齢施策担当部長)

次に、練馬区幹事および事務局、所管係長を紹介する。

【高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、高齢社会対策課計画係(事務局)、介護保険課管理係長、介護保険課資格係長、高齢社会対策課総合事業係長自己紹介】

(高齢施策担当部長)

続いて、案件(3)「会長・会長代理の選出」を行う。

【資料3 練馬区介護保険条例・同施行規則(抜粋)】

この協議会は、練馬区介護保険条例および練馬区介護保険条例施行規則に則して開催されている。会長および会長代理については、施行規則第7条第1項および第3項に規定されている。これに基づき学識経験者から会長を選出する。まず会長へのご推薦はあるか。

(委員)

市川一宏委員を会長に推薦する。

(高齢施策担当部長)

市川一宏委員を会長にご推薦というお声があったが、皆様いかがか。

【拍手】

それでは、市川一宏委員、会長にご就任をお願い申し上げます。

会長から会長代理をご指名願いたい。

(会長)

会長代理は、内藤佳津雄委員にお願いしたいと思う。皆様いかがか。

【拍手】

(高齢施策担当部長)

ここで会長へ進行をバトンタッチさせていただく。会長、会長代理から一言ごあいさつをいただき、今後の議事を進めていただきたい。

(会長)

今回の会長は非常に厳しいと思っている。というのも、地域でかなり制御できないことが多く行ってきており、様々な課題がでてきている。2025年問題は今からスタートしなければならないということが、明確に出てきている中で引き受けることである。

そのような意味では、地域包括システム等においても、実際に根付き、機能できるか。医療保険・福祉は連携できるか。介護もしっかりできるか。住まいはどのようなか。というような課題がはっきり問われているところである。

形、スタートラインを具体的に議論できれば良いと思っている。そのような意味では総力戦となるので、よろしくお願い申し上げます。

(会長代理)

会長からもあったように、大変多くの新しいチャレンジが始まっていて、それがどうなるのかというのは非常に難しい局面であると思う。

私は初めて練馬区に関わらせていただくので、まずは皆様からご意見やお話を伺い、会長代理を務めさせていただきたいと思っている。よろしくお願い申し上げます。

(会長)

案件(4)について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【資料4 - 1 介護保険運営協議会の所掌事項

資料4 - 2 第6期練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申の説明

資料5 区長の管理する情報の公表および提供ならびに附属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱

資料6 練馬区介護保険運営協議会の開催予定についての説明】

(会長)

ご質問あるか。

1点要望であるが、地域包括支援センター運営協議会と地域密着型サービス運営委員会という2つの協議会・委員会がある。それぞれの独自性を担保しつつ、調整が必要なときは前もって、この運営協議会へ連絡いただき、そこで、復着点を図るようにした方が良いと思うので、留意いただきたい。議論が最後の詰めの段階で出てくると調整が難しくなるので、同時で進んでいくということになるかと思う。

案件(5)について、説明をお願いします。

(高齢社会対策課長)

【冊子 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

冊子 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 概要版の説明】

(会長)

平成27年10月21日に勉強会を予定することなので、初めて関わられた方はこちらでも、勉強会を補充するのでご利用いただくことを前提にしたい。

わからないこと等あれば、直接連絡いただきたい。

ご質問あるか。

(委員)

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備・利用促進で、平成26年度末見込み7カ所を9カ所に増やすということだが、実際利用できる状態であるのか。確か、2012年制度改正の目玉事業だったと思うが、なかなか夜中に対応できる事業者が少なく、利用をしても進まないと聞いている。目標として2カ所増やすということだが、実態はどうか説明いただきたい。

(介護保険課長)

資料7をご覧ください。地域密着型サービスの利用状況の表の中で定期巡回・随時対応型訪問介護看護があるが、合計127名の方が現在使用している。これは7カ所の事業所の利用者数である。

委員から話があったように新しい制度で導入されたときは当初4カ所であった。利用が増えていく中で第5期計画が終わった段階で7カ所まで増やすことができた。具体的には福祉事務所ごとの生活圏域に2つずつ整備する目標を立てたが、光が丘圏域のみ1カ所であり、その他の練馬・大泉・石神井は目標が達成できた。

先に説明があったように、あと2カ所整備し、1つは光が丘圏域にもう1つは区全体を見据えて、どちらかの場所に増設していきたいと考えている。利用数は少しずつだが、確実に増えている。

(会長)

実際、制度改革の中で少しずつダメージを受けつつあるサービスもあると聞いている。現場はかなり苦労しているようだ。今後どのように支援し、事業展開するのかということの議題にも挙がってくるものと思う。

他に質問あるか。

(委員)

平成27年度はもう始まっているが、医療・介護連携推進員は各本所に1名ずつ配置ということだが、事業が開始され現在の状況がわかれば教えてほしい。

(高齢者支援課長)

この4月から、4つの本所に医療・介護連携推進員を配置した。推進員の役割は、広く地域の医療・介護の施設や事業所を把握すること、そして本所と支所を拠点にして区民の方に合った医療・介護連携チームの編成を支援するということである。

例えば申し上げると、病院を退院する方について在宅でどうしたらよいかという相談をいただいた場合には、推進員が病院に行って話を伺い、必要な介護保険の申請はしていただき、医療・介護のサービス事業所を、チームをつくって軌道に乗るまでの3カ月程度、一つのチームで支援していくというものである。

しかし、4月から始まったばかりであるので、まずは医療と介護の相談窓口が4つの本所にあるということ、区民やサービス事業者、病院等へ周知を図っているところである。成果については追ってご報告させていただきたい。

(委員)

医療と介護ということだが、医療の連携は医師会に連携室があり、そちらで対応させていただいている。将来は連携して医療も介護もうまくいくように図っていくことを考えている。

(会長)

事業をスタートしたところと、スタートしつつやはり様々な課題も出てきているということだが、まだ、3か月なので断定的なことは言い切れないところであり、今回は確認ということではどうか。

案件(6)について、説明をお願いします。

(介護保険課長)

【土地収用による買い取り等により生じる譲渡所得に係る介護保険料の減免についての説明】

(会長)

ご意見あるか。

(委員)

年金収入が少ないため、売却価格より廉価な家を購入した場合、その差額が合計所得金額に算入されると、生活が苦しくなるのではないかと考えるがいかがか。

(介護保険課長)

例えば、3,000万円で売却したが、2,000万円の家を購入した場合1,000万円の差額が出る。この1,000万円の差額については、計算式でいうところ30万円の公的年金所得と合算し、1,030万円が合計所得になると考えている。そのようにしないと全体の公平性が保てず、他の保険者の保険料に転嫁することになるので、その点を十分考慮して検討を進めていきたい。

(会長)

土地収用の個別の説明をしていただきたい。

(介護保険課長)

練馬区では、今後まちづくりが少しずつであるが、確実に進んでいくようになる。道路の拡幅や、鉄道の高架による土地家屋の収容が今後も想定される。まちが便利になるために公共の用に供し、協力していただいた方が、このような形で介護保険料が一時的に上がってしまうということは、いかがなものかと考えている。その辺りも今後検討して行きたいと考えている。

(会長)

条例を制定していかななくてはならないが、漠然とした議論ではなく具体的に明示しなくてはならない。土地収用に伴う案件だとしてご理解いただければ良いと思う。

案件(7)について、説明をお願いします。

(介護保険課長)

【介護保険サービス利用について

「すぐわかる介護保険」および 資料7 介護保険状況報告の説明】

(会長)

ご質問あるか。

(委員)

介護予防・日常生活支援総合事業だが、事連協としても昨年度、練馬区と協議をして、この事業について介護保険事業者が介護する部分について進めさせていただいてきた。介護予防・日常生活サービス事業は地域包括ケアシステムを確立するため、多

くのボランティア、NPO団体の参加が想定されるが、この部分が介護事業者として、見えにくい。今後3年間の中で練馬区としてのスケジューリングを持っているのか。

(高齢社会対策課長)

多様な担い手によるサービスということが、この事業の目玉であると思う。どのような需要とそれに伴う供給のバランスもあると思うので、その辺りを踏まえながら来年度以降、今年度も含めて3年間で色々な事業を行っていきたいと考えている。この点について、事業者団体の方たちと意見を交わしながら、より良いものを作り上げていきたいと考えている。

(委員)

社協としては生活支援コーディネーターの育成事業を練馬区と事業団とで組んで始めている。育成事業で育った方達を受け入れていただける団体等の調整を含め、練馬区でこの事業をどのようにしていくのか、今後整理ができていくものと思っている。

(委員)

NPO団体に関連している部分があると申し上げたが、実際は形式的にとらわれずに、NPO団体ですとボランティアが様々な活動を行っているということ、練馬区内には多数ある。そのような、既にあるものを利用していくということも、考え方の道筋になるのではないかと考えている。

協議会の設置等、なかなか方向性を定めることは、利害関係や各団体の思惑もあり、難しい部分もあると思うが、是非今あるものから進めていくということもあるのではないかと、提案させていただく。

(会長)

まだ3カ月で、データはできませんので今後もう少し具体的な経過が出てくるものと思う。その中で各事業者に限らず、公募区民の方も気づいた点等、議論していくことになるものと思う。

次回の開催予定について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【次回開催予定および合同勉強会の説明】

(会長)

最後に、高齢施策担当部長からあいさつをお願いします。

(高齢施策担当部長)

【あいさつ】

(会長)

以上で、第1回練馬区介護保険運営協議会を終了する。